

# みその寮ショートステイサービスの空き状況

12月31日 現在

※体調不良の場合、ご利用をお控えくださいますようお願いいたします。

随時更新

1月1日 日	1月2日 月	1月3日 火	1月4日 水	1月5日 木	1月6日 金	1月7日 土
○	○	○	○	○	○	○
1月8日 日	1月9日 月	1月10日 火	1月11日 水	1月12日 木	1月13日 金	1月14日 土
○	○	○	○	○	○	○
1月15日 日	1月16日 月	1月17日 火	1月18日 水	1月19日 木	1月20日 金	1月21日 土
○	○	○	○	○	○	○
1月22日 日	1月23日 月	1月24日 火	1月25日 水	1月26日 木	1月27日 金	1月28日 土
○	○	○	○	○	○	○
1月29日 日	1月30日 月	1月31日 火	2月1日 水	2月2日 木	2月3日 金	2月4日 土
○	○	○	○	○	○	○

○..空床あり    △..空床僅か    ×..空床なし

※×印の日も、併設施設の短期入所がご利用いただける場合がありますので、お問い合わせください

お問い合わせは 082-434-0455 御園寮まで

※次ページの「在宅サービスのご利用に際して、ご注意いただきたい事項」をご確認ください。

注)

広島県の感染状況は現在「レベル2(警戒を強化すべきレベル)」です。今後の感染拡大等により行政からの休止要請がある等の場合は、サービスを休止する可能性があります。

広島県では、引き続き高齢者等を重点的に対応する方針としており、クラスター発生予防のため、入所施設に加え、すべての通所・訪問事業所の従業者に対する定期的な抗原定性検査を実施することとしています。当法人では全従業者の定期検査を実施しています。

感染拡大地域の定義 12月31日現在全都道府県	① 緊急事態宣言が発令されている都道府県 ② 感染症まん延防止等重点措置が発令されている都道府県 ③ 直近7日間の新規感染者数/10万人が30人以上の都道府県
本人が訪問・滞在した場合 ※制限期間を短縮	① 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、1日間の利用制限 体調変化がない場合は、2日目からサービス利用可能（1日短縮）
同居の家族が訪問・滞在した場合	① 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、1日目に同居の家族及び利用者本人に体調変化がない場合は、1日目からサービス利用可能
感染拡大地域からの来訪者と会食 や介護等長時間接触した場合 ※長時間の接触に限定	① 最初の接触日を0日目として1日間のサービス利用制限 来訪者及び利用者本人に体調変化がない場合は、2日目からサービス利用可能
医療機関から退院した場合 (疾患の種類は問いません)	① 退院日を0日目として2日間のサービス利用制限、3日目からサービス利用可能

- 発熱等の感染書が疑わしい症状が発生した場合は、サービスの利用を中止し、医療機関を受診し、医師の指示に従い必要と認められた場合は検査を受けてください。
- 利用者ご本人及び同居のご家族が「感染が疑われる症状で検査を受ける」及び「感染が確認された」場合は、速やかに担当ケアマネに情報を提供していただくよう、ご家族等に依頼してください。
- 担当ケアマネの方は、上記の情報をサービス事業所に提供していただきますようお願いいたします。
- ホームヘルプサービスについては、「感染が確認された方」「濃厚接触者」に対しても、生命・生活の維持のための必要最低限のサービス提供を検討いたしますので、サービス調整をお願いいたします。  
(ショートステイをご利用の場合)

- 11月18日より、入所時に当施設で用意した抗原定性検査を実施させていただいています。(無料)  
万一、検査で陽性が確認された場合はご利用いただけませんので、ご家族に連絡したうえで直ちに自宅にお送りいたします。担当ケアマネにもご連絡いたしますので、速やかにかかりつけ医にご連絡いただき指示を受けるようご家族に伝えてください。

上記のいずれの場合も、家庭内において十分な感染防止対策が取られることを前提としています。

ご利用の方には、引き続きご不便をおかけいたしますが、感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解の上ご協力くださいますようお願い申し上げます。